

# 川越市の 情報公開及び 個人情報保護制度

令和5年度の運用状況

川越市総務部総務課

## 目 次

情報公開制度の運用状況	1
1 請求・申出の受付、処理件数	2
2 実施機関別の受付、処理件数	3
3 主な請求・申出文書	5
4 請求・申出者の区分	5
5 部分公開及び非公開の決定・回答の理由別内訳	6
6 審査請求の処理状況	7
7 情報提供の実施状況	7
8 請求・申出の一覧	8
資料	
(1) 川越市情報公開条例	1 6
(2) 川越市情報公開条例施行規則	2 8
個人情報保護制度の運用状況	3 2
1 開示・訂正等請求の受付、処理件数	3 3
2 実施機関別の受付、処理件数	3 5
3 主な対象個人情報	3 7
4 部分開示及び非開示の決定の理由別内訳	3 7
5 訂正等請求の処理状況	3 8
6 審査請求の処理状況	3 8

- ・参考資料として添付している条例・規則等については、令和6年3月現在のものです。
- ・運用状況において引用している条項等は、処理時点のものとなります。
- ・単位未満四捨五入のため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合があります。

# 情報公開制度の運用状況

## 1 請求・申出の受付、処理件数

本市では、市民の市政への参加の促進と開かれた市政を推進するため、市で保有している公文書を公開する「情報公開制度」を平成9年4月1日から実施しています。令和5年4月1日から令和6年3月31日までの「請求・申出の受付、処理件数」は198件で、請求が110件、申出が88件となっています（表1参照）。

（表1）請求・申出の受付、処理件数

令和5年度	公 開 決定・回答	部分公開 決定・回答	非 公 開 決定・回答	取 下 げ	合 計
請 求	89	6	6	9	110
申 出	35	32	2	19	88
合 計	124	38	8	28	198

## 2 実施機関別の受付、処理件数

令和5年度の請求・申出の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、議会が2件、市長が151件、教育委員会が19件、上下水道事業管理者が26件でした。選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に対しては、請求・申出はありませんでした（表2参照）。

（表2）実施機関別の受付、処理件数

		公 開 決定・回答	部分公開 決定・回答	非 公 開 決定・回答	取 下 げ	合 計
議 会	請求	1	0	1	0	2
	申出	0	0	0	0	0
	合計	1	0	1	0	2
市 長	請求	57	5	5	8	75
	申出	31	28	2	15	76
	合計	88	33	7	23	151
教育委員会	請求	13	0	0	0	13
	申出	3	2	0	1	6
	合計	16	2	0	1	19
選 挙 管 理 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監 査 委 員	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	請求	18	1	0	1	20
	申出	1	2	0	3	6
	合計	19	3	0	4	26
総 合 計	請求	89	6	6	9	110
	申出	35	32	2	19	88
	合計	124	38	8	27	198



### 3 主な請求・申出文書

令和5年度に請求・申出の対象となった公文書のうち、主な文書名と文書数は次のとおりです（表4参照）。

（表4）主な請求・申出文書

主 な 文 書 名	文 書 数
業務委託の設計に関する文書	152文書
工事の設計に関する文書	23文書
施設台帳に関する文書	36文書

### 4 請求・申出者の区分

令和5年度の請求者及び申出者を次の区分で分けると、市内に住所を有する者が31件（全体の15.6%）、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者が2件（全体の1%）、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が78件（全体の39.4%）となっています。

また、その他に区分される者は、87件（全体の43.9%）となっています（表5参照）。

（表5）請求・申出者の区分

区 分	請求	申出
(1) 市内に住所を有する者	31	0
(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	2	0
(3) 市内に存する学校に在学する者	0	0
(4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体	78	0
(5) 市の機関が行う事務事業によって権利又は利益 に直接影響を受けるもの	0	0
(6) その他	—	87
合 計		198

## 5 部分公開及び非公開の決定・回答の理由別内訳

### (1) 非公開情報

令和5年度の部分公開及び非公開の決定・回答のうち、川越市情報公開条例第6条第1項各号（非公開情報）が適用された件数は合計38件でした。

上記38件につき、同条例同条同項各号が適用された回数は延べ54回でした。その内訳は次のとおりです（表6参照）。

（表6）川越市情報公開条例第6条第1項各号の適用状況

非公開情報	根拠条項	適用回数※
個人に関する情報	第6条第1項第1号	20
法人その他の団体又は事業を営む個人の情報	第6条第1項第2号	23
審議、検討又は協議に関する情報	第6条第1項第3号	6
事務又は事業に関する情報	第6条第1項第4号	5
法令秘情報	第6条第1項第5号	0
各大臣等（主務大臣等）から指示のあった情報	第6条第1項第6号	0

※1件の決定・回答に複数の非公開情報が含まれることがあるため、部分公開及び非公開の決定・回答の件数とは一致しません。

### (2) その他

(1)のほか、部分公開及び非公開の決定・回答のうち、文書不存在が理由とされた件数は8件ありました。

## 6 審査請求の処理状況

令和5年度は、公文書公開請求に係る公開決定等及び不作為についての審査請求はありませんでした。

## 7 情報提供の実施状況

情報公開コーナーでは、行政資料の提供を行っています。

提供している資料は、予算書、決算書、市議会会議録、計画書、統計書等です。

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	請求者	決定内容	根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
1	R5.4.3	令和4年度上水道事業用管材単価表	令和4年度上水道事業用管材単価表	市内法人	公開			上下水道局水道課
2	R5.4.3	令和5年度上水道事業用管材単価表	令和5年度上水道事業用管材単価表	市内法人	部分公開	1項2号	単価	上下水道局水道課
3	R5.4.3	令和5年3月1日～令和5年3月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)一覧表	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課
4	R5.4.5	・令和5年3月31日時点で川越市が許可又は確認し、それまでに廃止となった施設一覧 ・令和5年3月31日時点で川越市が登録し営業する第一種動物取扱業施設一覧	理容所施設台帳データ、美容所施設台帳データ、クリーニング所施設台帳データ、旅館業施設台帳データ、公衆浴場データ、興行所施設台帳データ、第一種動物取扱業施設台帳データ	その他	部分公開	1項1号	携帯電話番号、廃業施設の申請者名	保健医療部食品・環境衛生課
5	R5.4.5	・平成24年4月1日から令和5年3月31日現在で廃止となった施設及び令和5年3月31日現在の開設されている施設。病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所、施術所、助産所。 ・令和2年4月1日から令和5年3月31日現在で廃止となった施設及び令和5年3月31日現在の開設されている施設。医薬品販売、医薬品製造、医療機器販売、再生医療等製品販売。	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課
6	R5.4.6	中央図書館玄関庇漏水修繕 金入り設計書	令和4年度修繕設計書 中央図書館玄関庇漏水修繕	市内法人	公開			教育総務部中央図書館
7	R5.4.6	伊佐沼浄水場内倉庫解体工事 金入り設計書	伊佐沼浄水場内倉庫解体工事の金入り設計書	市内法人	公開			上下水道局水道課
8	R5.4.6	地域づくり推進課より〇〇への補助金等の毎月別振込全額。(令和2.4.1～令和5.3.31毎月別全振込金額)		市民	取下げ			市民部地域づくり推進課
9	R5.4.11	令和4年度上下水道局庁舎ほか1箇所樹木剪定等業務委託設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表)	令和4年度設計書 上下水道局庁舎ほか1箇所樹木剪定等業務委託	市内法人	公開			上下水道局財務課
10	R5.4.11	令和4年度霞ヶ関第二浄水場ほか3箇所除草その他業務委託設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表)	令和4年度設計書 霞ヶ関第二浄水場ほか3箇所除草その他	市内法人	公開			上下水道局上下水道管理センター
11	R5.4.12	令和5年3月23日公告の川越城中ノ門堀跡環境整備業務委託及び河越館跡環境整備業務委託の仕様書	令和5年度 委託内訳書 川越城中ノ門堀跡環境整備業務委託 令和5年度 委託内訳書 河越館跡環境整備業務委託	市内法人	公開			教育総務部文化財保護課
12	R5.4.12	令和5年3月23日公告の委託設計書 安比奈親水公園その1園地管理業務委託 他18件	令和5年度 委託設計書 安比奈親水公園その1園地管理業務委託 他18件	市内法人	公開			都市計画部公園整備課
13	R5.4.14	令和4年度金入り設計書 南台かずみ公園ほか3公園高木剪定等樹木管理業務委託 他6件	令和4年度金入り設計書 南台かずみ公園ほか3公園高木剪定等樹木管理業務委託 他6件	市内法人	公開			都市計画部公園整備課
14	R5.4.14	令和4年度委託設計書 市民の森ナラ枯れ被害木等伐採処理業務委託	令和4年度市民の森ナラ枯れ被害木等伐採処理業務委託設計書	市内法人	公開			環境部環境政策課
15	R5.4.14	令和4年度委託設計書 仙波浄水場ほか8箇所除草その他業務委託 他7件	令和4年度委託設計書 仙波浄水場ほか8箇所除草その他業務委託 他7件	市内法人	公開			上下水道局上下水道管理センター
16	R5.4.14	令和4年度委託設計書 古谷水道復旧用資材倉庫樹木せん定その他業務委託	令和4年度委託設計書 古谷水道復旧用資材倉庫樹木せん定その他業務委託	市内法人	公開			上下水道局水道課
17	R5.4.14	令和4年度委託設計書 上下水道局庁舎ほか1箇所樹木剪定等業務委託	令和4年度委託設計書 上下水道局庁舎ほか1箇所樹木剪定等業務委託	市内法人	公開			上下水道局財務課
18	R5.4.14	令和4年度委託設計書 下水道管理用地草刈業務委託	令和4年度委託設計書 下水道管理用地草刈業務委託	市内法人	公開			上下水道局下水道課
19	R5.4.14	令和4年11月25日開札(舗装たわみ量(FWD)調査業務委託)金額入り設計書一覧	令和4年度 舗装たわみ量(FWD)調査業務委託 委託設計書	市内法人	公開			建設部道路環境整備課
20	R5.4.14	令和4年4月14日公告街路樹剪定管理業務委託2金入り設計書	令和4年度 街路樹剪定管理業務委託2 委託設計書	市内法人	公開			建設部道路環境整備課
21	R5.4.19	令和4年度上水道事業用管材単価表 令和5年度上水道事業用管材単価表	令和4年度上水道事業用管材単価表 令和5年度上水道事業用管材単価表	その他	部分公開	1項2号	令和5年度の「建設物価」積算資料より得た単価	上下水道局水道課
22	R5.4.25	令和5年3月20日から令和5年4月24日までに受けた建築リサイクル法の届出に関する書類	建設リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	氏名、住所	都市計画部建築指導課
23	R5.4.27	台帳(井戸利用施設) 2.同上施設の井戸原水水質分析表及び井戸柱状図	1.専用水道施設台帳及び小規模水道施設台帳 2.同上施設の井戸原水水質分析表	その他	部分公開	1項1号2号	個人の氏名、印影、施設名称、地番	保健医療部食品・環境衛生課
24	R5.4.27	大字池辺地内配水補助管布設工事 単価と金額		在勤者	取下げ			上下水道局給水サービス課
25	R5.4.28	令和5年度白山西原公園ほか12公園園地管理業務委託金入り設計書 他5件	令和5年度 金入り設計書 白山西原公園ほか12公園園地管理業務委託他5件	市内法人	公開			都市計画部公園整備課
26	R5.5.1	令和4年度川越市上水道事業用管材単価表 令和5年度川越市上水道事業用管材単価表	令和4年度川越市上水道事業用管材単価表 令和5年度川越市上水道事業用管材単価表	その他	部分公開	1項2号	令和5年度の「建設物価」積算資料より得た単価	上下水道局水道課
27	R5.5.1	令和5年4月1日～令和5年4月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表。	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課
28	R5.5.8	令和5年 道路標示塗装・道路標識工事に保つて採用設計単価	見積による道路標示類の設計単価等について(通知)	市内法人	公開			市民部防犯・交通安全課
29	R5.5.11	R4年度新河岸第8-2処理区分区下水道管路施設更生工事に係る仕様書記載、数量及び、金額入一式	金入り設計書 新河岸川第8-2処理区分区下水道管路施設更生工事	その他	公開			上下水道局下水道課

30	R5.5.11	第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定支援業務委託 ①採点表(個別及び全体の結果) ②選定委員会の議事録	第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定支援業務委託採点表(集計結果)(事業者個別)	その他	部分公開	1項第3号	審査の観点	環境部環境政策課
31	R5.5.11	第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定支援業務委託 ①採点表(個別及び全体の結果) ②選定委員会の議事録		その他	非公開	文書不存在		環境部環境政策課
32	R5.5.16	下水道法に基づく特定施設(設置届、使用届、変更届、廃止届)の届出		その他	取下げ			上下水道局上下水道管理センター
33	R5.5.16	水質汚濁防止法に基づく特定事業場(設置届、使用届、変更届、廃止届)の届出 土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書		その他	取下げ			環境部環境対策課
34	R5.5.18	【使用場所】川越市斎場 【内容】火葬の際に使用する台車保護材(寒水石)の見積合わせの結果。令和3年度、令和4年度の各年度2回分、合計4回分の(1)参加業者名 (2)全参加業者の見積金額 (3)落札業者名 (4)落札金額		その他	取下げ			総務部契約課
35	R5.5.19	道路課と〇〇がクレアモール商店街に関して締結させた協定書、協定書	自治体管路方式 基本協定書	その他	公開			建設部道路環境整備課
36	R5.5.29	川越まつり会館敷地内の山車保管庫の平面図	仮称 お祭り会館新築工事 完成図書 A-36 山車保管庫仕上表、平面図、立面図、断面図、建具表 A-37 山車保管庫詳細図	その他	公開			産業観光部観光課
37	R5.5.29	令和4年度上水道事業用管材単価表	令和4年度上水道事業用管材単価表	市内法人	公開			上下水道局水道課
38	R5.5.31	川越市公告契約第43号「市道0057号線舗装整備工事」の設計金額、明細金額、経費根拠書の全て	市道0057号線舗装整備工事 工事設計書	市民	公開			建設部道路環境整備課
39	R5.5.31	川越市一般競争入札公告第39号(R5.4.27公告)「道路維持補修工事 上期・第5地区」(単備契約)の設計金額、明細金額、経費根拠書の全て	道路維持補修工事 上期 第5地区(単備契約) 工事設計書	市民	公開			建設部道路環境整備課
40	R5.5.31	令和5年4月27日公告の博物館及び本丸御殿庭除草等業務委託の金入りの設計書	令和5年度委託設計書 博物館庭除草等業務委託 本丸御殿庭除草等業務委託	市内法人	公開			教育総務部博物館
41	R5.6.1	市が所管する有料老人ホーム及び有料老人ホーム該当のサービス付き高齢者向け住宅について、2022年の定期報告時に提出された重要事項説明書もしくは市が所有する最新の重要事項説明書		その他	取下げ			福祉部高齢者いきがいき課
42	R5.6.1	令和5年5月1日～令和5年5月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課
43	R5.6.1	川越市市制施行100周年事業支援金 領収証のうち会計報告書(川越蔵と現代美術展)	川越市市制施行100周年記念事業提案事業 収支決算書、出納簿及び添付書類	市民	部分公開	1項1号2号	氏名、住所、電話番号、注文番号、顧客コード、会員番号	総合政策部政策企画課
44	R5.6.1	令和5年4月27日公告の市民の森除草等業務委託のP3～P26の金入り設計書	令和5年度 市民の森除草等業務委託設計書	市内法人	公開			環境部環境政策課
45	R5.6.1	令和5年4月27日公告の新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託のP4～P6金入り設計書	令和5年度 新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託設計書	市内法人	公開			環境部環境政策課
46	R5.6.1	令和5年4月27日公告の高階市民センター、大東市民センター、書、名細市民センター及び霞ヶ関北市民センター植栽管理業務委託の金入り設計書	令和5年度委託設計書 高階市民センター植栽管理業務委託 大東市民センター植栽管理業務委託 名細市民センター植栽管理業務委託 霞ヶ関北市民センター植栽管理業務委託	市内法人	公開			市民部地域づくり推進課
47	R5.6.1	令和5年5月11日公告の高階南公共広場ほか3公園園地管理業務委託のP2～P26の金入りの設計書	令和5年度金入り設計書 高階南公共広場ほか3公園園地管理業務委託	市内法人	公開			都市計画部公園整備課
48	R5.6.1	令和5年5月11日公告の川越市都市公園除草等園地管理業務委託その1、川越市公園除草等園地管理業務委託その2及び川越市都市公園除草等園地管理業務委託その3の仕様書の金入り部分のみ	令和5年度金入り設計書 川越市都市公園除草等園地管理業務委託その1 他2件	市内法人	公開			都市計画部公園整備課
49	R5.6.2	令和5年4月13日公告の新河岸川除草業務委託のP2～P3の金入り設計書	令和5年度委託設計書 新河岸川除草業務委託	市内法人	公開			環境部環境対策課
50	R5.6.6	令和5年4月27日公告の庁舎前庭等管理業務委託の金入り設計書	令和5年度庁舎前庭等管理業務委託設計書一式	市内法人	公開			財政部管財課
51	R5.6.7	道路維持補修工事 上期 第1地区～第6地区 金入り設計書、諸経費率計算書		その他	取下げ			建設部道路環境整備課
52	R5.6.12	川越市児童発達支援センター園児送迎バス運行業務委託の任意契約の金額が分かる文書	川越市業務委託契約書 ①川越市児童発達支援センター園児送迎業務委託 うさぎコース ②川越市児童発達支援センター園児送迎業務委託 らいおんコース	市内法人	部分公開	1項2号	法人の印影	子ども未来部療育支援課
53	R5.6.14	令和4年〇月〇日午後〇〇が、〇〇へ出向いたことがわかる書類	旅行命令書	市民	公開			総務部総務課
54	R5.6.15	職員採用試験事務(民間企業等職務経験者)に関する文書		その他	取下げ			総務部職員課
55	R5.6.15	川越市公告契約第85号(R5.5.18公告)「市道0050号線舗装整備工事」の設計金額、明細金額、経費根拠書の全て		市民	取下げ			建設部道路環境整備課
56	R5.6.15	議案第93号 裁判上の和解 一審の判決文	議案第93号 裁判上の和解 一審の判決文	市民	部分公開	1項1号	個人の氏名、役職	都市計画部都市景観課

57	R5.6.22	令和5年度 霞ヶ関北花の丘公園ほか10公園園地管理業務委託 金入り設計書	令和5年度 金入り設計書 霞ヶ関北花の丘公園ほか10公園園地管理業務委託	市内法人	公開				都市計画部公園整備課
58	R5.6.22	令和5年度街路樹剪定管理業務委託4に関する文書	令和5年度街路樹剪定管理業務委託4委託設計書	在勤者	公開				建設部道路環境整備課
59	R5.6.30	令和5年3月31日時点で大気汚染防止法に基づき届出されている施設一覧		その他	取下げ				環境部環境対策課
60	R5.6.30	〇〇に関する再建築可否についての相談記録	事前相談票	市民	部分公開	1項1号3号	個人の氏名 審議、検討に関する情報		都市計画部建築指導課
61	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 博物館庭除草等業務委託 本丸御殿庭除草等業務委託	令和5年度委託設計書 博物館庭除草等業務委託 本丸御殿庭除草等業務委託	市内法人	公開				教育総務部博物館
62	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 県地方庁舎跡地除草業務委託 事業用地草刈り業務委託	令和5年度委託設計書 県地方庁舎跡地除草業務委託 事業用地草刈り業務委託	市内法人	公開				都市計画部川越駅西口まちづくり推進室
63	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 霞ヶ関北公民館建設予定地除草等業務委託	令和5年度業務委託設計書 霞ヶ関北公民館建設予定地除草等業務委託	市内法人	公開				教育総務部地域教育支援課
64	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 中央図書館植栽管理業務委託 西図書館高木剪定等業務委託	令和5年度委託設計書 中央図書館植栽管理業務委託 西図書館高木剪定等業務委託 (表紙、本委託費内訳表、委託費総括表)	市内法人	公開				教育総務部中央図書館
65	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 河越跡跡環境整備業務委託 川越城中ノ門堀跡跡環境整備業務委託	令和5年度委託内訳表 河越跡跡環境整備業務 川越城中ノ門堀跡跡環境整備業務委託	市内法人	公開				教育総務部文化財保護課
66	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 新河岸川除草業務委託	令和5年度委託設計書 新河岸川除草業務委託	市内法人	公開				環境部環境対策課
67	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 庁舎前庭等管理業務委託	令和5年度委託設計書 庁舎前庭等管理業務委託 設計書一式	市内法人	公開				財政部管財課
68	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 西清掃センター跡地植栽簡易業務委託 資源化センター樹木管理除草業務委託 小群の里クリーンセンター植栽管理業務委託	令和5年度金入り設計書 西清掃センター跡地植栽管理業務委託 資源化センター樹木管理除草業務委託 小群の里クリーンセンター植栽管理業務委託	市内法人	公開				環境部環境施設課
69	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 市民の森除草等業務委託	令和5年度市民の森除草等業務委託設計書	市内法人	公開				環境部環境政策課
70	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 川越橋ほか除草業務委託 街路樹剪定管理業務委託1～6	令和5年度委託設計書 街路樹剪定管理業務委託1～6 川越橋ほか除草業務委託	市内法人	公開				建設部道路環境整備課
71	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 桜つつみ植栽管理業務委託 他16件		市内法人	取下げ				建設部河川課
72	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 安比奈親水公園その1園地管理業務委託 他25件	令和5年度設計図書一式 安比奈親水公園その1園地管理業務委託他25件	市内法人	公開				都市計画部公園整備課
73	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 高階市民センター、大東市民センター、名細市民センター及び霞ヶ関北市民センター植栽管理業務委託	令和5年度委託設計書 高階市民センター植栽管理業務委託 大東市民センター植栽管理業務委託 名細市民センター植栽管理業務委託 霞ヶ関北市民センター植栽管理業務委託	市内法人	公開				市民部地域づくり推進課
74	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 中福受水場除草その他業務委託 他5件	令和5年度設計書 中福受水場除草その他業務委託 他5件	市内法人	公開				上下水道局上下水道管理センター
75	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 古谷水道復旧用資材倉庫樹木せん定その他業務委託	令和5年度 古谷水道復旧用資材倉庫樹木せん定その他業務委託	市内法人	公開				上下水道局水道課
76	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 上下水道局庁舎ほか1箇所樹木剪定等業務委託	令和5年度 上下水道局庁舎ほか1箇所樹木剪定等業務委託 設計図書一式	市内法人	公開				上下水道局財務課
77	R5.6.30	令和5年度 設計図書一式(表紙、内訳書、明細、代価表) 下水道管用地草刈業務委託(その1、その2)	下記案件の金額入り設計書 下水道管用地草刈業務委託(その1、その2)	市内法人	公開				上下水道局下水道課
78	R5.7.3	令和5年6月1日～令和5年6月末までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表。	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
79	R5.7.4	(2023年7月4日現在で最新の)川越市保健所管轄の、医療事業許可及び届出施設に係る、以下の業種それぞれに対して、以下の請求項目が記載された一覧表	施設台帳	その他	部分公開	1項1号	住所		保健医療部保健総務課
80	R5.7.14	令和5年6月時点 川越市の薬局・病院・診療所・歯科診療所のそれぞれの名称、所在地、代表者名	施設台帳	市内法人	公開				保健医療部保健総務課
81	R5.7.28	内容 建築リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に關するもの 書類 受付台帳 受付日 令和5年7月1日～令和5年7月28日 項目 受付日・住所	建設リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	住所、氏名		都市計画部建築指導課

82	R5.7.28	5/2 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について 5/29 新型コロナウイルス感染症対策における教育活動留意点	①5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について ②新型コロナウイルス感染症対策における教育活動の留意点	市民	公開				学校教育部教育指導課
83	R5.7.31	令和5年6月16日開札 橋りょう定期点検業務委託の採用見積	令和5年度 橋りょう定期点検業務委託の採用見積一覧表	その他	公開				建設部道路街路課
84	R5.8.1	2022001933 橋りょう定期点検業務委託(その1)金入り設計書		その他	取下げ				建設部道路街路課
85	R5.8.1	令和5年7月1日～令和5年7月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
86	R5.8.22	大塚〇〇の埋蔵文化財包蔵地の分布図	大塚1丁目付近の周知の埋蔵文化財包蔵地	その他	公開				教育総務部文化財保護課
87	R5.8.24	川越市内の医療機関名簿台帳で令和5年8月23日時点で届出のしている病院・診療所・歯科診療所・助産所の①施設名称、②所在地、③電話番号、④開設年月日、⑤病床数が記載されているもの	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
88	R5.8.25	令和5年1月1日から令和5年7月31日までに新規で開設した医科・歯科診療所の一覧・施設名称・施設所在地・施設電話番号・開設者氏名・開設年月日・診療科	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
89	R5.8.28	1.2022年度末における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 2.2023年度4月1日における会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 3.2022年度3月末で離職した会計年度任用職員の総数とその職種別内訳 4.会計年度任用職員の採用等に関する文書		その他	取下げ				総務部職員課
90	R5.9.1	令和5年8月1日～令和5年8月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
91	R5.9.11	食品営業許可施設一覧 申請時現在(令和5年9月4日)までに新規および更新許可した施設		その他	取下げ				保健医療部食品・環境衛生課
92	R5.9.14	食品営業施設一覧データの営業許可・届出及び廃業情報	食品衛生オンラインシステム 施設台帳データ 食品環境オンラインシステム(新法)施設台帳データ	その他	部分公開	1項1号	住所、電話番号		保健医療部食品・環境衛生課
93	R5.9.21	ガン細胞は存在すると証明できる科学的根拠のある論文と科学的根拠がある実験方法		市民	非公開	文書不存在			保健医療部健康管理課
94	R5.9.26	建築リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 書類 受付台帳 受付日 令和5年9月1日～令和5年9月26日 項目 受付日・住所	建設リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	住所、氏名		都市計画部建築指導課
95	R5.10.2	令和5年9月1日～令和5年9月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
96	R5.10.6	令和4年度あおい公園ほか7公園高木剪定等樹木管理業務委託 ほか3件	令和4年度あおい公園ほか7公園高木剪定等樹木管理業務委託 ほか3件	市内法人	公開				都市計画部公園整備課
97	R5.10.6	久下戸跨線橋耐震補強及び補修詳細設計業務委託、橋りょう定期点検業務委託、市道1342号線道路整備工事に伴う詳細設計業務委託		その他	取下げ				建設部道路街路課
98	R5.10.6	川越市立地適正化計画改定業務委託		その他	取下げ				都市計画部都市計画課
99	R5.10.6	公共下水道全体計画変更に伴う平面図等修正業務委託		その他	取下げ				上下水道局事業計画課
100	R5.10.6	路面性状調査業務委託		その他	取下げ				建設部道路環境整備課
101	R5.10.6	川越市立城南中学校急傾斜地崩壊防止検討業務委託		その他	取下げ				教育総務部教育財務課
102	R5.10.12	過去年分の路線価図のSHAPEファイル		その他	取下げ				財政部資産税課
103	R5.10.13	令和5年3月に部落差別に関するウェブサイト掲載記事及び動画の削除要請について、入間郡市同和対策協議会会長がさいたま地方法務局宛に提出した文書	部落差別に関するウェブサイト掲載記事及び動画の削除要請について	その他	公開				総務部人権推進課
104	R5.10.23	市長在任中の海外の渡航履歴のわかる資料(場所・日程)	市長海外渡航一覧表	市内法人	公開				秘書室
105	R5.10.24	・内容:建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの ・書類:受付台帳 ・受付日:8/1～10/24	建設リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	住所、氏名		都市計画部建築指導課
106	R5.11.1	令和5年10月1日～令和5年10月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
107	R5.11.6	各資源化センターの管理業務(運転に関わるもの)における直近の入札結果及び設計書	令和5年度業務委託の入札結果及び設計書 資源化センター熱回収及びリサイクル施設運転管理業務委託 資源化センター草木類資源化施設運転管理業務委託	その他	部分公開	1項4号	金額		環境部環境施設課

108	R5.11.8	建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの 受付台帳 期間:8/1~11/8	建設リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	住所、氏名	都市計画部建築指導課
109	R5.11.9	令和5年8月1日から令和5年10月31日までに新規で開設した医科・歯科診療所の一覧・施設名称・所在地・電話番号・開設者名・開設年月日・診療科	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課
110	R5.11.10	令和4年度に発注された以下の委託業務の代価を含む金入り設計書 ・水道施設資材等価格特別調査業務委託 ・水道資材等価格調査業務委託		その他	取下げ			上下水道局水道課
111	R5.11.20	新型コロナウイルスワクチン接種健康被害救済制度申請について下記項目についての一覧表(接種開始から開示請求日時時点まで) 1性別、2年代、3疾病名、4給付の種類・手帳の発行有無、5市区町村受付日・市区町村審査日・県進達日、6認定結果及び認定日、7接種日(ワクチンの種類・ロットナンバー)、8医療機関による副反応疑い報告の有無		その他	取下げ			保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室
112	R5.11.20	2023年10月23日開札「舗装たわみ量(FWD)調査業務委託」金入り設計書一式	舗装たわみ量(FWD)調査業務委託	その他	公開			建設部道路環境整備課
113	R5.11.22	令和4年〇月〇日〇〇が庁用車で〇〇へ〇〇を出した時間がわかる文書	運転走行距離のうち、令和4年〇月〇日の自動車運転日誌	市民	公開			都市計画部建築指導課
114	R5.11.22	市民憲章制定委員会に提出された川越市民憲章の草案(3案)について	第1案、第2案、第3案	市民	公開			市民部地域づくり推進課
115	R5.11.24	川越市〇〇の土地の分筆登記を行うにあたり、隣接所有者の境界承諾を頂くに際し、筆界特定書に書かれている耕地整理図	耕地整理図	その他	公開			建設部建設管理課
116	R5.11.28	市内の新型コロナウイルス接種による死亡者数、重症者数、年令別、性別別にまとめた文書		市民	非公開	文書不存在		保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室
117	R5.11.28	令和4年〇月〇日〇〇へ提出した〇〇の書面が分かる文書		市民	非公開	文書不存在		総務部総務課
118	R5.11.28	令和4年〇月〇日〇〇へ提出した〇〇の書面が分かる文書 〇〇の時間外勤務のわかる文書	令和4年5月分 時間外勤務命令簿	市民	公開			総務部総務課
119	R5.12.1	令和5年11月1日~令和5年11月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課
120	R5.12.4	川越市大字〇〇ほかの耕地整理図	耕地整理図	その他	公開			建設部建設管理課
121	R5.12.7	川越市民の新型コロナウイルスワクチンの副反応疑いの報告件数うち重篤、死亡を記載した文書		市民	取下げ			保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室
122	R5.12.14	令和5年11月30日現在の歯科技工所名簿一覧(歯科技工所名称、施設所在地、施設電話番号、開設者名、開設日)	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課
123	R5.12.26	川越市立大東保育園バルコニー防水等改修工事(入札日 R5.11.17) 金入り設計書の写し	令和5年度 設計書 川越市立大東保育園バルコニー防水等改修工事	その他	公開			子ども未来部保育課
124	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日~令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	建設部道路環境整備課
125	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日~令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	教育総務部教育財務課
126	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日~令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	賠償責任保険証券	その他	公開			財政部管財課
127	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日~令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	全身性障害者介護人材派遣事業の傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	福祉部障害者福祉課
128	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日~令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	保険証券 明細書	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	教育総務部博物館
129	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日~令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	賠償責任保険証券(市民活動補償保険) 全国市長会市民総合賠償保障保険加入証	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	市民部地域づくり推進課
130	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日~令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	団体総合保障制度費用保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	市民部防犯・交通安全課

131	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日～令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	以下の賠償責任保険証券の写し ・破棄器物処理場(資源化センター)リサイクル施設、熱回収施設、計量棟、廃棄物処理場(東清掃センター)施設管理棟、焼却施設、リサイクル施設、リサイクル施設管理棟、排水処理施設分	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	環境部環境施設課
132	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日～令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	賠償責任保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	産業観光部観光課
133	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日～令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	ごみ収集作業に係る損害賠償保険 保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	環境部収集管理課
134	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日～令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	賠償責任保険証券 写し	その他	公開			学校教育部教育指導課
135	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日～令和5年10月31日で、保険料が10万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	団体総合生活保障保険証券(令和5年度職業センター利用者等活動保険)	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	福祉部障害者福祉課
136	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日～令和5年10月31日で、保険料が12万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	事業者総合保険、団体総合保障制度費用保険	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	こども未来部療育支援課
137	R5.12.26	・損害保険証券の写し(傷害保険、賠償保険、費用保険) ・保険始期が令和4年11月1日～令和5年10月31日で、保険料が11万円以上のもの ・自賠責保険、共済保険は除く	傷害保険証券	その他	部分公開	1項2号	法人の印影	こども未来部保育課
138	R6.1.4	令和5年12月1日～令和5年12月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課
139	R6.1.9	〇〇に関係した公文書開示請求 保育課、指導監査課、こども政策課	認可保育所等に対する実地指導の実施について(伺い)他44件	その他	部分公開	1項1号2号3号4号	個人を識別できる情報、法人情報、指導事項、確認事項及び指導監査に係る手法	福祉部指導監査課
140	R6.1.9	〇〇に関係した公文書開示請求 保育課、指導監査課、こども政策課	登録免許税法別表3の10項の第3欄の第1号に掲げる登記に関する証明書について(伺い)他14件	その他	部分公開	1項1号2号3号4号	代表者印、法人資産、賃借料、預金残高等、法人の担当者名、聴き取り内容、監査における指摘事項等、会議録、検討内容、監査内容、監査に係る手法	こども未来部こども政策課
141	R6.1.9	(法人の代表者又は理事である)〇〇に関係した公文書開示請求 (株)〇〇(川越市) 社会福祉法人〇〇(川越市) 保育課、指導監査課、こども政策課	平成30年度から令和4年度における、補助金交付決定及び交付確定、公定価格加算及び処遇改善加算等の認定に係る決裁。	その他	部分公開	1項1号2号	法人等に関する情報、代表者印	こども未来部保育課
142	R6.1.9	ばい煙発生施設一覧表(施設名、住所などの項目は可能な限り全て)		その他	取下げ			環境部環境対策課
143	R6.1.10	令和5年12月1日～令和5年12月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課
144	R6.1.15	放課後等サービスにおける事故のうち、死亡、行方不明に分類される事故報告書などの資料一切(H30年度～R4年度分)		その他	非公開	文書不存在		こども未来部療育支援課
145	R6.1.29	第80回全国都市問題会議へ議員の派遣がわかる書類	議員の派遣について	市民	公開			議会事務局庶務課
146	R6.1.29	川越市蔵造り資料館店蔵耐震化工事 金入り設計書	令和5年度工事設計書 川越市蔵造り資料館店蔵耐震化工事	市内法人	公開			教育総務部博物館
147	R6.1.29	旧川越市老人福祉センター東後楽会館解体工事 金入り設計書	令和5年度 旧川越市老人福祉センター東後楽会館解体工事 (当初文・変更分)	市内法人	公開			福祉部高齢者いきがい課
148	R6.1.30	〇〇に関係した公文書開示請求 こども育成課	平成30年度川越市地域子育て支援拠点事業業務委託関連書類他12件	その他	部分公開	1項1号2号3号4号	法人等に関する情報、代表者印	こども未来部こども育成課
149	R6.1.31	平成30年度全国都市問題会議に市長が出席したことがわかる資料	行事予定表	市民	公開			秘書室
150	R6.1.31	内容 建築リサイクル法の届出に関する書類解体工事に関わるもの 書類 受付台帳 受付日 2023年11月1日～2024年1月31日 項目 受付日、住所	建設リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	氏名、住所	都市計画部建築指導課
151	R6.2.1	令和6年1月1日～令和6年1月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課

152	R6.2.1	令和6年1月1日～令和6年1月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開			保健医療部保健総務課
153	R6.2.6	川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画	川越市高齢者保健福祉計画・第9期川越市介護保険事業計画(原案)	市民	公開			福祉部地域包括ケア推進課
154	R6.2.9	ウェスタ川越(「埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設」「川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設」)において現指定管理者が提出した以下の書類 ・令和元～5年度の年度の事業報告書、収支決算書、事業計画書及び収支計画書	・令和元年度公募時に提出した事業計画書と収支計画書 ・令和2～4年度の年度の事業報告書、収支決算書 ・令和5年度の事業計画書、収支計画書	その他	部分公開	1項1号2号3号4号	実施事業、委託内容、修繕業者	文化スポーツ部文化芸術振興課
155	R6.2.15	内容 建築リサイクル法の届出に関する書類解体工事に関わるもの 書類 受付台帳 受付日 2023年1月1日～2024年2月15日 項目 受付日、住所	建設リサイクル法受付簿	その他	部分公開	1項1号	氏名、住所	都市計画部建築指導課
156	R6.2.15	令和5年5月19日入札 高階市民センター植栽管理業務委託の設計図書 表紙・本委託費内訳表から数量表まで	令和5年度高階市民センター植栽管理業務委託設計書	市内法人	公開			市民部地域づくり推進課
157	R6.2.20	令和5年度委託設計書		市内法人	取下げ			建設部河川課
158	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度 委託内訳表 河越館跡環境整備業務委託 川越城中ノ門跡跡環境整備業務委託	市内法人	公開			教育総務部文化財保護課
159	R6.2.20	令和5年度委託設計書	委託設計書 川越橋ほか除草業務委託 街路樹剪定等管理業務委託1-6	市内法人	公開			建設部道路環境整備課
160	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度委託設計書 川越まつり会館元町休憩所等植栽管理業務委託 旧山崎家別邸樹木等管理業務委託	市内法人	公開			産業観光部観光課
161	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度委託設計書 斎場高木剪定等業務委託 川越市民聖苑やすらぎのさと高木剪定業務委託	市内法人	公開			市民部斎場
162	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度 事業用草刈業務委託 設計書	市内法人	公開			建設部道路街路課
163	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度県庁舎跡地除草業務委託	市内法人	公開			都市計画部川越駅西口まちづくり推進室
164	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度委託設計書 中央図書館植栽管理業務委託 西図書館高木剪定等業務委託 (表紙、本委託費内訳表、委託費総括表)	市内法人	公開			教育総務部中央図書館
165	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度委託設計書 博物館庭除草等業務委託 本丸御殿庭除草等業務委託	市内法人	公開			教育総務部博物館
166	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度委託設計書 高階市民センター植栽管理業務委託 大東市民センター植栽管理業務委託 名細市民センター植栽管理業務委託 霞ヶ関北市民センター植栽管理業務委託	市内法人	公開			市民部地域づくり推進課
167	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度 庁舎前庭等管理業務委託 設計書一式	市内法人	公開			財政部管財課
168	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度設計書 西清掃センター跡地植栽管理業務委託 資源化センター樹木管理除草業務委託 小群の里クリーンセンター植栽管理業務委託 東清掃センター植栽管理業務委託 環境衛生センター植栽管理業務委託 小群の里クリーンセンター高木剪定業務委託	市内法人	公開			環境部環境施設課
169	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度委託設計書(新河岸川除草業務委託) 契約額変更内訳書(設計)	市内法人	公開			環境部環境対策課
170	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度 市民の森除草等業務委託設計書	市内法人	公開			環境部環境政策課
171	R6.2.20	令和5年度委託設計書		市内法人	取下げ			都市計画部公園整備課
172	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度委託設計書(川越市産業観光館樹木剪定業務委託)	市内法人	公開			産業観光部産業振興課
173	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度 委託設計書 霞ヶ関北公民館建設予定地除草等業務委託	市内法人	公開			教育総務部地域教育支援課
174	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度委託設計書上下水道局庁舎ほか1箇所樹木剪定等業務委託設計図書一式	市内法人	公開			上下水道局財務課
175	R6.2.20	令和5年度委託設計書	古谷水道復旧用資材倉庫樹木せん定その他業務委託の金入り設計書	市内法人	公開			上下水道局水道課
176	R6.2.20	令和5年度委託設計書	下記案件の金額入り設計書 下水道管理用草刈業務委託(その1) 下水道管理用草刈業務委託(その2)	市内法人	公開			上下水道局下水道課
177	R6.2.20	令和5年度委託設計書	令和5年度設計書 中福受水場除草その他業務委託 伊佐沼浄水場ほか5箇所除草その他業務委託 霞ヶ関第二浄水場他1箇所除草その他業務委託 郭町浄水場ほか6箇所除草その他業務委託 新宿浄水場ほか8箇所除草その他業務委託 仙波浄水場ほか11箇所除草その他業務委託	市内法人	公開			上下水道局上下水道管理センター
178	R6.2.22	〇〇の登録取消された退会届等の分かる文書		市民	取下げ			環境部資源循環推進課

179	R6.2.29	2023年5月19日入札 西清掃センター跡地植栽管理業務委託	金入り設計書 西清掃センター跡地植栽管理業務委託	市内法人	公開				環境部環境施設課
180	R6.2.29	2023年10月6日入札 東清掃センター植栽管理業務委託 金入り設計書	金入り設計書 東清掃センター植栽管理業務委託	市内法人	公開				環境部環境施設課
181	R6.2.29	2023年5月19日入札 西図書館高木剪定業務委託 金入り設計書	令和5年度委託設計書 西図書館高木剪定等業務委託	市内法人	公開				教育総務部中央図書館
182	R6.2.29	2023年5月19日入札 草刈業務委託その4,5,11 河川施設(公園)環境整備業務委託 金入り設計書	令和5年度設計書 草刈業務委託4,5,11 河川施設(公園)環境整備業務委託	市内法人	公開				建設部河川課
183	R6.2.29	2023年4月28日入札 街路樹剪定管理業務委託3,5 川越橋ほか除草業務委託 金入り設計書	川越橋ほか除草業務委託 街路樹剪定管理業務委託3,5 委託設計書	市内法人	公開				建設部道路環境整備課
184	R6.3.1	令和6年2月1日～令和6年2月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
185	R6.3.5	令和6年2月1日～令和6年2月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
186	R6.3.11	高度管理医療機器等販売業貸与業施設一覧 施設名称、施設所在地、施設電話番号、許可番号、許可開始日、許可終了日	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
187	R6.3.12	令和5年度 金入り設計書 市民の森ナラ枯れ被害木等伐採処理業務委託	令和5年度市民の森ナラ枯れ被害木等伐採処理業務委託設計書	市内法人	公開				環境部環境政策課
188	R6.3.12	令和5年度 金入り設計書 小畔の里クリーンセンター高木剪定業務委託その2	令和5年度小畔の里クリーンセンター高木剪定業務委託その2	市内法人	公開				環境部環境施設課
189	R6.3.14	農業ふれあいセンター芝生広場整備工事 川越農業ふれあいセンター緑地広場木質ベンチ設置工事金入り設計書	令和4年度工事設計書 農業ふれあいセンター芝生広場整備工事 農業ふれあいセンター緑地広場木質ベンチ設置工事	市民	公開				産業観光部農政課
190	R6.3.14	安比奈親水公園その1園地管理業務委託 霞ヶ関北第三公園ほか2公園すべり台改修工事 金入り設計書		市民	取下げ				都市計画部公園整備課
191	R6.3.19	令和5年度 中福受水場除草その他業務委託 令和4年度 新河岸川2号雨水幹線右岸ほか1箇所樹木管理業務委託 2件金入り設計書	令和5年度設計書 中福受水場除草その他業務委託 令和4年度設計書 新河岸川2号雨水幹線右岸ほか1箇所樹木管理業務委託	市民	公開				上下水道局上下水道管理センター
192	R6.3.21	令和6年3月19日 議会運営委員会 議事録		市民	非公開	文書不存在			議会事務局議事課
193	R6.3.22	コロナワクチンを自宅訪問で販売している医療従事者に対する補助金関係の国からの通知		市民	非公開	文書不存在			保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室
194	R6.3.22	実生木等伐採業務委託(令和5年度) 金入り設計書	令和5年度 実生木等伐採業務委託 設計書	市内法人	公開				建設部河川課
195	R6.3.22	〇〇が〇〇へ被害届を提出事実が記載されている被害届のわかる書面(川越市作成)		市民	非公開	文書不存在			総務部総務課
196	R6.3.25	令和5年11月1日から令和6年2月29日までに新規で開設した医科・歯科診療所の一覧(既に廃業したものは除く)	施設台帳	その他	公開				保健医療部保健総務課
197	R6.3.28	R4年度「野鳥の会」「生態系保護協会」から提出された花火大会に関する要望書等	陳情・要望に関する文書(川広要望第76号・77号)	市民	部分公開	1項1号		氏名、住所、電話番号、メールアドレス	市民部広聴課
198	R6.3.28	〇〇が令和4年〇月〇日に〇〇に出向いたことがわかる文書	令和4年度 旅行命令簿	市民	公開				財政部管財課

## 川越市情報公開条例

平成八年九月二十七日  
条例第十五号

### (目的)

第一条 この条例は、公文書の公開について必要な事項を定め、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにすること等により、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼を確保し、もって開かれた市政のより一層の推進に資することを目的とする。

(平一二条例三九・一部改正)

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 議会並びに市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに上下水道事業管理者をいう。
- 二 公文書 市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第六条第一項第一号において同じ。)であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関において管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(平一〇条例八・平一二条例三九・平一四条例四四・令四条例二二・一部改正)

### (実施機関の責務)

第三条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、公文書の公開に当たっては、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

### (利用者の責務)

第四条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第五条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書(第五号に掲げるものにあつては、そのものの権利又は利益に係る公文書に限る。)の公開を請求することができる。

- 一 市内に住所を有する者
- 二 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 三 市内に存する学校に在学する者
- 四 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体(法人でない社団又は財団にあつては、代表者又は管理人の定めがあるものに限る。以下同じ。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、市の機関が行う事務事業によって権利又は利益に直接の影響を受けるもの

(公文書の公開義務)

第六条 実施機関は、前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令(法律及び法律に基づく命令をいう。第五号及び第二十二条第一項において同じ。)若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定す

る独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 市の機関及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体をいう。次号において同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者とし

ての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

五 法令又は条例の規定に基づき、明らかに公開することができないとされている情報

六 法律又はこれに基づく政令の規定により、各大臣等から公開しないように指示のあった情報

- 2 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、期間の経過により、当該公文書に記録されている情報が、非公開情報でなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(平一二条例一・平一二条例三九・平一六条例一九・平一九条例二三・平二七条例三・令四条例二二・一部改正)

(部分公開)

第七条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第一項第一号に掲げる情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(令四条例二二・追加)

(公益上の理由による裁量的公開)

第八条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第六条第一項第五号及び第六号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(令四条例二二・追加)

(公文書の存否に関する情報)

第九条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(令四条例二二・追加)

(公開請求の方法)

第十条 公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る公文書を管理している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者又は管理人の氏名)

二 公開請求に係る公文書の件名又は内容

三 前二号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

(令四条例二二・旧第七条繰下・一部改正)

(公開請求に対する決定等)

第十一条 実施機関は、公開請求があつた日から起算して十五日以内に、当該公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは公開の決定(以下「公開決定」という。)、当該公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第九条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。)は非公開の決定(以下この項及び次項において「非公開決定」という。)をするものとし、請求者に対し、速やかに当該公開決定又は非公開決定(以下「公開決定等」という。)の内容を書面により通知しなければならない。

2 公開決定(公開請求に係る公文書の一部を公開する旨の決定に限る。)及び非公開決定をした場合であつて、当該公文書の全部又はそのうち公開しないこととした部分が期間の経過により公開でき、かつ、その時期が明示できるときは、その時期を併せて書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があつた日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び公開決定等を行うことができる時期を書面により通知しなければならない。

(平九条例三・平一二条例三九・一部改正、令四条例二二・旧第八条繰下・一部改正)

(公開決定等の期限の特例)

第十二条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して六十日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由並びに残りの公文書について公開決定等をする期限を書面により通知しなければならない。

(平一二条例三九・追加、令四条例二二・旧第九条繰下・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 実施機関は、公開決定等を行う場合において、当該公開決定等に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第六条第一項第一号ロ又は同項第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第八条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定をする日と公開を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第十六条第一項第二号及び第三項第三号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平一二条例三九・追加、平一六条例一九・一部改正、令四条例二二・旧第十条繰下・

一部改正)

(公文書の公開の実施及び方法)

第十四条 実施機関は、公開請求に係る公文書の公開決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

2 公文書の公開の方法は、公文書の閲覧、視聴又は写しの交付とし、請求者の求めるところによるものとする。ただし、請求者が公文書の写しの交付又は視聴を求めた場合において、当該公文書の写しを交付し、又は視聴をさせることが困難であると実施機関が認めるときは、他の公開の方法により公開することができる。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書を閲覧の方法による公開により、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書を公開することができる。

(平一二条例三九・旧第九条繰下・一部改正、令四条例二二・旧第十一条繰下・一部改正)

(手数料等)

第十五条 公開請求に係る手数料は、無料とする。

2 前条第二項の規定により公文書の写しの交付をするときは、当該公文書の写しの交付を受ける者は、当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(平一二条例三九・旧第十条繰下、令四条例二二・旧第十二条繰下・一部改正)

(審査請求があった場合の手続)

第十六条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、川越市行政不服審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。)

以下この項及び次項第二号において同じ。)

二 請求者(当該請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

4 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平一二条例三九・追加、平二八条例三・一部改正、令四条例二二・旧第十三条繰下・一部改正)

(審議会への諮問)

第十七条 実施機関は、情報公開制度の適正かつ円滑な運用を図るため、情報公開制度の重要事項について専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、川越市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(令四条例二二・追加)

(公文書の任意的公開)

第十八条 実施機関は、公開請求をすることができるもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めなければならない。

2 前項の規定により公文書を公開する場合の手数料等については、第十五条の規定を適用する。

(平一二条例三九・旧第十三条繰下・一部改正、令四条例二二・旧第十五条繰下・一部改正)

(公文書の検索資料の作成等)

第十九条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(平一二条例三九・旧第十四条繰下、令四条例二二・旧第十六条繰下)

(実施状況の公表)

第二十条 市長は、毎年度、この条例による公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

(平一二条例三九・旧第十五条繰下、令四条例二二・旧第十七条繰下)

(情報提供の充実)

第二十一条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書を公開するほか、市政に関する情報を市民に提供するように努めなければならない。

(平一二条例三九・旧第十六条繰下、令四条例二二・旧第十八条繰下)

(適用除外)

第二十二条 この条例は、法令又は他の条例の規定に基づき、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合(川越市手数料条例(平成十二年条例第三号)別表第十三号に規定する市長の指定する公簿又は図面の閲覧及び同表第十四号に規定する市長の指定する図面の写しの交付並びに川越市建築基準法関係手数料条例(平成十二年条例第六号)別表第二第五十号に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付並びに同表第五十一号に規定する建築計画概要書(当該建築計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。)、築造計画概要書(当該築造計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。)、定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書の写しの交付を含む。))については、適用しない。

2 この条例は、図書館等の市の機関において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、図画等については、適用しない。

(平一二条例三・一部改正、平一二条例三九・旧第十七条繰下、平一四条例二八・平一五条例一三・平一八条例二五・平二八条例二三・平三〇条例五六・令元条例八・令二条例二三・令三条例四四・一部改正、令四条例二二・旧第十九条繰下・一部改正、令五条例一一・令六条例三〇・一部改正)

(出資法人等への要請)

第二十三条 市長は、市が出資している法人及び市の行政運営上密接な関係を有し、かつ、市の援助が特に必要であると認められる法人で、規則で定めるものに対し、その管理する情報の公開及び提供を推進するよう要請するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開及び提供を推進するよう

要請するものとする。

(平一二条例三九・追加、平一七条例二九・一部改正、令四条例二二・旧第二十条繰下)

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平一二条例三九・旧第十八条繰下、令四条例二二・旧第二十一条繰下)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に市の機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(施行日前の公文書の任意的公開)

- 2 この条例の施行日前に市の機関が作成し、又は取得した公文書について公開の申出があった場合は、実施機関は、これに応ずるように努めるものとし、公文書を公開する場合の手数料等については、第十二条の規定を適用する。

(平一二条例三九・一部改正)

(川越市手数料条例の一部改正)

- 3 川越市手数料条例(昭和三十二年条例第四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成九年三月一九日条例第三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年十月一日から施行する。

附 則(平成一〇年三月二〇日条例第八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月二一日条例第一号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年三月二一日条例第三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年一二月二一日条例第三九号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年一二月二四日条例第二八号)抄

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定及び次項の規定は平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年一二月二四日条例第四四号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年三月一八日条例第一三号)抄

1 この条例中第一条の規定は平成十五年四月十六日から、第二条の規定及び次項の規定は平成十五年八月二十五日から施行する。

附 則(平成一六年一二月二一日条例第一九号)抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(川越市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

4 前項の規定による改正後の川越市情報公開条例第六条及び第十条の規定は、同項の規定の施行後になされた同条例第五条の規定による請求について適用し、同項の規定の施行前になされた同条の規定による請求については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年六月二三日条例第二九号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年六月二一日条例第二五号)抄

1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。

3 この条例の施行の日前にされた前項の規定による改正前の川越市情報公開条例の規定による公文書の公開の請求については、なお従前の例による。

附 則(平成一九年七月三日条例第二三号)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二七年三月一七日条例第三号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年三月一八日条例第三号)抄

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年三月一八日条例第二三号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年九月二八日条例第五六号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年六月二六日条例第八号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年六月二四日条例第二三号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年九月二九日条例第四四号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年一二月二三日条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川越市情報公開条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に川越市情報公開条例第五条の規定による公文書の公開の請求(以下この項において「公開請求」という。)がされる場合における新条例に規定する公文書の公開について適用し、同日前に公開請求がされた場合におけるこの条例による改正前の川越市情報公開条例に規定する公文書の公開については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に川越市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、当該諮問が、審査請求に係る審査についてのものにあつては川越市行政不服審査会に、情報公開制度の重要事項に係る審議についてのものにあつては川越市情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について川越市情報公開審査会がした調査審議の手続は、それぞれ川越市行政不服審査会又は川越市情報公開・個人情報保護審議会がした調査審議の手続とみなす。

(川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和四十三年条例第三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和五年三月二二日条例第一一号)抄

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年三月一九日条例第三〇号)抄

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

川越市情報公開条例施行規則

平成 8 年 1 2 月 2 5 日  
規則 第 4 7 号

(趣旨)

第一条 この規則は、川越市情報公開条例(平成八年条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一三規則九・令五規則七・一部改正)

(請求書の提出)

第二条 条例第十条第三号の実施機関の定める事項は、次に掲げるものとする。

一 請求者の区分

二 公文書の公開方法

2 条例第十条に規定する請求書は、公文書公開請求書(様式第一号)によるものとする。

(平一三規則九・令五規則七・一部改正)

(決定通知書等の様式)

第三条 条例第十一条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 公文書の全部の公開の決定をした場合 公文書公開決定通知書(様式第二号)

二 公文書の一部の公開の決定をした場合 公文書部分公開決定通知書(様式第三号)

三 公文書の非公開の決定をした場合 公文書非公開決定通知書(様式第四号)

2 条例第十一条第三項の規定による通知は、公文書公開決定等期間延長通知書(様式第五号)により行うものとする。

3 条例第十二条の規定による通知は、公文書公開決定等期限の特例延長通知書(様式第六号)により行うものとする。

(平九規則三三・平一三規則九・令五規則七・一部改正)

(意見照会書等の様式)

第四条 条例第十三条第一項の規定による通知は、公文書公開決定等に係る意見照会書(様式第七号)により行うものとする。

2 条例第十三条第二項の規定による通知は、公文書公開決定に係る意見照会書(様式第八号)により行うものとする。

3 前二項の規定による通知を受けた者の意見書の提出は、公文書公開決定等に係る意見書(様式第九号)により行うものとする。

4 条例第十三条第三項の規定による通知は、反対意見書に係る公文書公開決定通知書(様式第十号)により行うものとする。

(平二三規則四八・令五規則七・一部改正)

(公文書の公開の実施)

第五条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において職員の立会いの下に行うものとする。

2 市長は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(平一三規則九・旧第四条繰下・一部改正)

(公文書の写しの作成及び送付に要する費用の納付の方法)

第六条 条例第十五条第二項の規定による費用の負担については、公文書の写しの作成に要する費用にあつては当該公文書の写しの交付を受ける時に納付し、公文書の写しの送付に要する費用にあつては前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公文書の写しを送付により交付する場合における当該公文書の写しの作成に要する費用は、当該公文書の写しの送付に要する費用と併せて納付しなければならない。

3 公文書の写しの送付に要する費用は、郵便切手により納付しなければならない。

(令五規則七・全改)

(任意的公開の申出)

第七条 条例第十八条第一項に規定する公文書の公開の申出は、公文書任意的公開申出書(様式第十一号)により行うものとする。

2 前項の公文書の公開の申出に対する回答は、公文書任意的公開回答書(様式第十二号)により行うものとする。

(平一三規則九・旧第六条繰下・一部改正、令五規則七・一部改正)

(公表)

第八条 条例第二十条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、市長が別に定める方法により行うものとする。

(平一三規則九・旧第七条繰下・一部改正、令五規則七・一部改正)

(出資法人等)

第九条 条例第二十三条第一項の規則で定める法人は、次に掲げるとおりとする。

- 一 川越市土地開発公社
- 二 公益財団法人川越市施設管理公社
- 三 公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター
- 四 川越総合卸売市場株式会社
- 五 川越都市開発株式会社
- 六 社会福祉法人川越市社会福祉協議会
- 七 公益社団法人川越市シルバー人材センター
- 八 公益社団法人小江戸川越観光協会

(平一三規則九・追加、平一七規則二〇・平一八規則七・平二二規則四七・平二三規則四八・平二四規則七八・平二五規則六一・令五規則七・一部改正)

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平一三規則九・旧第八条繰下、令五規則七・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 条例附則第二項に規定する施行日前に作成し、又は取得した公文書の公開の申出については、第六条の規定を準用する。
- 3 川越市会計規則(平成六年規則第十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成九年九月二九日規則第三三号)抄

- 1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。

附 則(平成一一年三月三十一日規則第一一号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年三月八日規則第九号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年三月二九日規則第二二号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年三月三十一日規則第二〇号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年三月一日規則第七号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年六月一六日規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年一月二二日規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年一〇月一〇日規則第七八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年四月一〇日規則第六一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年三月三十一日規則第四四号)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和五年三月一七日規則第七号)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第一号の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 個人情報保護制度の運用状況

## 1 開示・訂正等請求の受付、処理件数

本市では、市民の権利や利益の保護と公正で信頼される市政の推進のため、個人情報の開示・訂正等を請求する権利を保障する「個人情報保護制度」を実施しています。

令和3年5月に改正された「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が、令和5年4月から地方公共団体にも直接適用されたことに伴い、本市においても法に基づく個人情報保護制度の適正な運用に努めています。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに開示請求は78件あり、訂正等請求はありませんでした（表1参照）。

※ 市民課又は市民センターに対して住民票等の交付請求書に係る開示請求が1件あった場合、市民課及びすべての市民センターで当該個人情報の有無を確認し開示・不開示決定を行っています。

令和3年度までは、当該個人情報について1人の請求者から12件の開示請求があったとみなして集計していましたが、前回の集計より、各市民センターで文書不存在を理由として不開示決定を行ったものは省いて受付件数等を算出しております。なお、令和5年度に各市民センターが文書不存在を理由に行った不開示決定は204件ありました。

（表1）開示・訂正等請求の受付、処理件数

令和5年度	開示・訂正等決定	部分開示・訂正等決定	不開示・訂正等不可決定	取下げ	合計
開示	37	37	4	0	78
訂正	0	0	0	0	0
消去	0	0	0	0	0
停止	0	0	0	0	0
合計	37	37	4	0	78

開示請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報の開示を請求すること。

訂正請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報について、事実の誤りがあると認めるときに、その訂正を請求すること。

消去請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報が取得の制限を越えて取得されていると認めるときに、その消去を請求すること。

停止請求：行政機関が管理している行政文書等に記載された自己に関する個人情報が利用及び提供の制限を越えて利用及び提供されていると認めるときに、その利用及び提供の停止を請求すること。

## 2 実施機関別の受付、処理件数

令和5年度の開示・訂正等請求の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、市長が72件、教育委員会が6件でした。

議会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者に対しては、開示・訂正等請求はありませんでした（表2参照）。

（表2）実施機関別の受付、処理件数

		開示・訂正等決定	部分開示・訂正等決定	不開示・訂正等不可決定	取 下 げ	合 計
議 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
市 長	開示	36	33	3	0	72
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	36	33	3	0	72
教育委員会	開示	1	4	1	0	6
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	1	4	1	0	6
選挙管理委員会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監査委員	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農業委員会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
総 合 計	開示	37	37	4	0	78
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	37	37	4	0	78



### 3 主な対象個人情報

令和5年度に開示した保有個人情報のうち、最も多かった文書として、住民票・戸籍等に関する交付請求書が25件ありました。

### 4 部分開示及び不開示の決定の理由別内訳

#### (1) 不開示情報

令和5年度の部分開示及び不開示の決定のうち、個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号（不開示情報）が適用された件数は合計37件でした。

上記37件につき、同条例同条同項各号が適用された回数は延べ65回でした。その内訳は次のとおりです（表4参照）。

（表4）個人情報の保護に関する法律条例第78条第1項各号の適用状況

不開示情報	根拠条項	適用回数 <sup>※</sup>
開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	第78条第1項第1号	0
開示請求者以外の個人に関する情報	第78条第1項第2号	37
法人等に関する情報	第78条第1項第3号	17
国等との協力関係等に関する情報	第78条第1項第4号	0
公共の安全と秩序に関する情報	第78条第1項第5号	0
審議、検討又は協議に関する情報	第78条第1項第6号	4
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第78条第1項第7号	7

※1件の決定に複数の不開示情報が含まれることがあるため、部分開示及び不開示決定の件数とは一致しません。

#### (2) その他

(1)のほか、部分開示及び不開示の決定のうち、文書不存在が理由とされた件数は4件でした。

## 5 訂正等請求の処理状況

令和5年度に訂正等請求はありませんでした。

## 6 審査請求の処理状況

令和5年度は、開示請求に係る決定について審査請求はありませんでした。